

○郡山市感染症診査協議会条例

平成11年3月24日

郡山市条例第17号

改正 平成19年3月16日郡山市条例第18号

(趣旨)

第1条 この条例は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「法」という。）第24条第6項の規定に基づき、郡山市感染症診査協議会（以下「協議会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（平19条例18・一部改正）

(委員)

第2条 協議会は、委員6人以内で組織する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員の再任は、これを妨げない。

（平19条例18・一部改正）

(委員長)

第3条 協議会に委員長を置き、委員の互選によって定める。

2 委員長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

（平19条例18・一部改正）

(会議)

第4条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 会議は、毎月1回以上開催する。

3 会議は、3人以上の委員が出席し、かつ、法第24条第5項に規定する医師である委員が当該出席した委員の過半数を占めていなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(平19条例18・一部改正)

(資料の提出その他の協力)

第5条 委員長は、議事に関し必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料の提出、意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、郡山市保健所において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、委員長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年郡山市条例第18号)

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(郡山市結核診査協議会条例の廃止)

2 郡山市結核診査協議会条例(平成8年郡山市条例第56号)は、廃止する。

(郡山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 郡山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和42年郡山市条例第69号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略